

知多市公告第 99 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき実施する物品の売払いは、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 2 日

知多市長 伊 藤 清一郎

1 入札に付する事項

物件番号 1 端末等一式

2 入札者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

知多市役所デジタル推進課

(2) 日時

令和 8 年 9 月 2 日（水）から入札書提出の日時まで

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札書提出の場所

知多市役所デジタル推進課

(2) 入札書提出の日時

令和 8 年 9 月 14 日（月）から 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。ただし、令和 8 年 10 月 2 日（金）は、午後 3 時までとする。郵送で提出する場合は、令和 8 年 10 月 1 日（木）必着とする。

(3) 開札日時

令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 3 時

5 入札の無効に関する事項

知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）第13条第1号及び第3号から第9号までに該当する入札

6 入札保証金に関する事項

知多市契約規則第12条第3号により免除

7 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 入札は知多市建設工事関係等入札者心得書により行う。

イ 入札書提出日付、物件番号、物件名、入札金額、住所、氏名及び電話番号を記入し、押印した入札書を作成し、住所、氏名、電話番号、物件番号及び「入札書在中」と記入した封筒に入れ、全てのとじ目に押印し、市デジタル推進課へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出すること。また、本人確認のため、入札者（代理人が入札手続きを行う場合には代理人本人）の運転免許証・マイナンバーカード等公的機関発行の本人確認書類を持参の場合は提示、郵送の場合は写しを添付すること。

(2) 条件

ア 全ての機器について、リユース目的での利用は不可とする。

イ 買い取り後、全ての物品について物理的に破壊し、その後、破壊証明書を作成し、発注者に提出すること。

ウ 下見を希望する者は、市デジタル推進課へ連絡し、指定した日時で下見を行うこと。

エ 物品の引き取りに要する費用（運搬費、作業費等）については、全て契約金額に含まれるものとする。

(3) 落札者の決定

予定価格以上の価格で最高価格の入札をした者に決定し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で契約する。落札金額は入札参加者に通知す

る。

(4) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(5) 連絡先

〒478-8601 知多市緑町1番地

知多市デジタル推進課

電話 0562-36-2640(直通)

E m a i l jouhou@city.chita.lg.jp